寒川町選挙管理委員会告示第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第５項若しくは第75条第５項又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条第30項の規定により、地方自治法第74条第１項若しくは第75条第１項又は市町村の合併の特例に関する法律第５条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の１の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の50分の１の数　802

平成30年３月１日

寒川町選挙管理委員会
委員長　小　島　信　男